

機関誌「日本アルコール・薬物医学会雑誌」掲載著作物の転載等許諾に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人日本アルコール・アディクション医学会（以下「本学会」という。）が出版する機関誌「日本アルコール・薬物医学会雑誌」に掲載された著作物について、転載その他の方法による利用をする場合の申請手続きおよび許諾等の基準を定めることを目的とする。

(非営利目的での転載等)

第2条 日本アルコール・薬物医学会雑誌に掲載された著作物を非営利目的で利用しようとする者（以下「申請者」という。）は次の区分に従って手続きを行う。

1) 論文、書籍、教科書、Web への転載

「転載許諾利用申請書」に必要事項を記載し、機関誌編集部（jmsasedt@koto.kpu-m.ac.jp）に提出する。

※非営利目的の場合でも、個人のホームページや SNS への掲載はご遠慮いただいております。

2) 学会発表、ミーティング、カンファレンス、授業で使用するスライド・配付物への転載等

許諾を求めることなく利用することができる。ただし、出典を明示するとともに改変はできないこととする。

(営利目的での転載)

第3条 日本アルコール・薬物医学会雑誌に掲載された著作物を企業広報や商品の販売促進など営利を目的として転載利用しようとする申請者は、株式会社メテオ、もしくは一般社団法人学術著作権協会転載許諾システムから申請を行う。

※申請手続き等については、各団体にお問い合わせください。

株式会社メテオ

申請用サイト：<https://mp.medicalonline.jp/>

※ユーザー登録が必要です（登録無料）

連絡先：株式会社メテオ営業部許諾担当 permission.group@medicalonline.jp

一般社団法人学術著作権協会

申請用サイト：<https://permission.jaacc.org/>

※アカウント登録が必要です（登録無料）

連絡先：一般社団法人学術著作権協会転載許諾担当 permission@jaacc.jp

(許諾対象)

第4条 本学会が転載を許諾する著作物は、図表、抄録、本文の一部または要約とする。

2 申請者が転載しようとする図表の一部を改変したり翻訳しようとする場合は、必ず筆頭著者の許可を得て転載申請しなければならない。

3 前項に基づく申請があった場合の許諾の可否については、編集委員会と協議する。

(許諾の通知)

第5条 本学会が許諾する場合、申請者に文書で通知する。

(料金)

第6条 転載利用の目的が非営利目的の場合は、無償とする。

第7条 転載利用の目的が営利を目的とする場合は有償とし、株式会社メテオ、または一般社団法人学術著作権協会の使用料規程に定められた料金とする。

(その他)

第8条 本規程を改正する場合は、本学会編集委員会の審議を経て理事会の承認を要する。

附則

1 この規程は、2024年2月23日から施行する。